

第 33 期東京都青少年問題協議会 第 5 回専門部会

令和 5 年 6 月 28 日（水曜日）

11：00～12：00

第一本庁舎 34 階 34A 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 答申素案説明
- 3 意見交換
- 4 生活安全担当局長挨拶
- 5 事務連絡
- 6 閉 会

【資 料】

- ・ 答申素案
- ・ 第 33 期東京都青少年問題協議会専門部会名簿

犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援

(第 33 期青少年問題協議会答申) (案)

東京都青少年問題協議会

目次

はじめに	1
第1 現状.....	2
1 青少年の「トー横」への集結状況、被害状況等	2
2 来訪の背景.....	3
3 青少年の来訪のきっかけ	3
第2 現在採られている主な対策	5
1 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部における対策.....	5
2 東京都福祉局による取組.....	5
3 警視庁による取組.....	6
4 新宿区による取組.....	6
5 民間団体による取組の例.....	6
第3 犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援に向けた課題と解決の方向性	7
1 「トー横」に被害リスクを抱える青少年が集まること	7
2 加害者となり得る大人が青少年の周りに存在していること	7
3 被害場所等となり得る空間が存在していること	8
第4 都として喫緊に採るべき更なる対策.....	9
1 青少年への対策	9
(1) 一歩踏み込んだ実態把握の実施	9
(2) 青少年が気軽に來ることが出来る相談窓口等の構築	9
(3) 「トー横」を巡る関係機関相互の緊密な連携.....	10
(4) ターゲティング啓発等の充実、強化.....	10
(5) 青少年の保護者への支援.....	11
2 悪意ある大人への対策.....	12
(1) ターゲティング啓発等の充実、強化.....	12
(2) 「トー横」周辺のデジタルサイネージ等を用いた啓発等の実施.....	12
3 被害場所等となり得る空間への対策.....	12
(1) ホテル、ネットカフェ等への青少年の宿泊に関する実態把握.....	12
(2) ホテル、ネットカフェ等に対する啓発.....	13
おわりに	14

参考資料（作成中）

はじめに

近年、様々な不安や悩みを抱えた青少年¹が、SNS 等を通じて自らの居場所を求め、新宿区歌舞伎町にある TOHO シネマズ 新宿近辺のいわゆる「トー横」に集まり、犯罪被害等のリスクに関する認識が不十分なまま滞留等する中で、児童買春等の犯罪被害に遭う事案が発生している。

また、こうした青少年の中には飲酒・喫煙、オーバードーズ、リストカット等の自傷行為をする者もいるほか、自殺事案も発生している。

青少年は、次代を担う大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、誰一人取り残すことなく、健全に成長するよう、社会全体で後押しする必要があるところ、こうした状況が、青少年の健全な育成に深刻な影響を与えることは言うまでもない。

現在も、都や警視庁、関係機関が相互に連携しつつ、各種対策を講じているものの、この状況に改善が見られないことから、更なる対策を講じる必要がある。

「トー横」には、新宿区以外にも、都内他地域に居住する青少年のほか、都外の道府県に居住する青少年も来訪していることから、都内の特定地域の問題であるとはいえ、広域行政体である都としても、新宿区と連携しつつ、しっかりと向き合う必要がある課題であるといえる。また、都内の「トー横」以外の地域において同様の環境が構築された場合、今「トー横」で生じているのと同種の現象が起り得るが、そうした際に、「トー横」の青少年被害等の防止に向けた検討やそれに基づいて講じる新たな施策は有効である可能性が高い。

そこで、本協議会において、今般、「トー横」に着目して、青少年がこうした繁華街を訪れ、犯罪等に巻き込まれる実態を把握するとともに、都が重点的に取り組むべき対策について検討し、その結果をこの答申にとりまとめた。

なお、「トー横」において現に生じている青少年の各種被害等の解消が喫緊の課題であることから、「トー横」に青少年が来訪する背景にある家庭や学校等における問題の解消へ向けて、当該問題に取り組む関係機関との一層の連携を念頭に置きつつ、本協議会においては、現に「トー横」で生じている各種被害等の抑止・軽減に極力焦点を絞り、検討を行った。

また、今まさに犯罪に遭いそうであるなど緊急を要する青少年の対応については、警察が保護や事件捜査等の対応に当たることとなるが、本協議会においては、そのような緊急性はないものの、そのまま放置すれば犯罪被害等に遭う可能性のある青少年を念頭に、対策の検討を行った。

この答申が、「トー横」における青少年の被害防止等につながり、青少年を守り、その健全な育成に資すれば幸いである。

¹ 本答申において、青少年とは 18 歳未満の者をいう。

第1 現状

1 青少年の「トー横」への集結状況、被害状況等

警視庁等の関係機関によれば、「トー横」には、数年前から青少年が集まり始めたとのことである。これを裏付けるかのように、「トー横」を含む新宿区歌舞伎町一丁目・二丁目における警視庁の補導²件数は、令和3年は令和2年の3倍となっている。

令和5年4月、「トー横」において、従前、主として青少年が集まっていた「シネシティ広場」の目の前に、東急歌舞伎町タワーが開業した後は、青少年は、シネシティ広場の周辺や、ビルの谷間、地下通路等に分散したが、「トー横」に青少年が集まっている状況に大きな変化はない。

関係機関によれば、「トー横」に集まっている青少年については、小学生も確認されているが、その多くは中学生、高校生であり、また、女性が多い状況であるほか、都外の道府県に居住する青少年も多く確認されている。

また、こうした青少年の特性として、行政機関等の公的な機関や、いわゆる「上から目線」の大人に対し、甚だしい拒絶感を有している者が多い。

そして、「はじめに」にも記載したとおり、この「トー横」に集まった青少年が、その周辺に集まっている悪意のある大人によって、児童買春等の犯罪被害に遭う事案や、青少年が関係する事案³（飲酒・喫煙、オーバードーズ、リストカット等の自傷行為、暴行、窃盗等の犯罪行為等）が断続的に発生している状況である。

悪意ある大人による加害に関しては、ナンパ、客引き等をきっかけに青少年に加害するケースや、青少年グループと親しい大人が言葉巧みに騙すなどして加害に至るケース⁴等、様々な態様が確認されている。青少年が「トー横」に集まるにつれ、こうした悪意のある大人もその近くに集まり、彼らを虎視眈々と狙う構図ができていく。

また、来訪した青少年の一部については、シネシティ広場等の公共の場所以外に、近くのホテルやネットカフェ等に一人又は複数名で泊まる⁵などし、児

² 警視庁では、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）等に基づき、深夜徘徊、飲酒、喫煙等の一定の不良行為が認められた20歳未満の者について、注意、助言等を行い、必要に応じ、保護者への連絡を行っている。

³ 第1回専門部会の事務局説明資料8頁及び9頁に、「トー横」周辺における青少年が被害者となる主な事案等についてまとめている。

⁴ 最近では、令和5年5月、女子高校生（当時17歳）にわいせつな行為をしたとして、住居不定、職業不詳の男（22）が逮捕されている。

⁵ 令和4年8月、新宿区歌舞伎町のビジネスホテルの1部屋について宿泊人数を偽って予約し、1人分の宿泊代金で宿泊したとして、詐欺で、住所不定、無職の男（22）、無職の

童買春等の犯罪に巻き込まれる者もいるほか、こうしたホテル等を拠点として、「トー横」に長期滞在するなどしている者がいることも確認されている。

2 来訪の背景

都が本協議会との関係で実施した、「トー横」の青少年に直接関与する、警視庁、児童相談所及び新宿区に対するアンケート調査や、(公社)日本駆け込み寺に対するヒアリング等の結果、様々な背景を有した青少年が「トー横」に集まっていることが判明⁶した。

具体的には、家庭や学校に悩みを抱えた青少年が来訪しており、家庭関係では、家族との不和、児童虐待、貧困等が、また、学校関係では、友人との不和、いじめ、学習面の悩み、不登校等が、それぞれ来訪の理由としてあげられている。これら以外にも、刺激・非日常感、興味本位、友人との付き合い、コンプレックス、明確な理由がないなどの来訪理由も判明している。

このように、青少年が「トー横」に集まる背景には、特定の理由ではなく、多様な理由が存在することが判明した。また、青少年が抱える悩みについては、必ずしも一つだけではなく、複数の悩みが複合的に絡み合っている場合もあるようである。

なお、何らかの悩みを抱えている青少年からは、「同じような境遇にある人に会いに来た。」、「トー横は自分のことを否定せず認めてくれる。」といった趣旨の発言が複数確認されており、彼らが「トー横」に「居場所」を求めてきている状況が少なからずあることが推測される。

3 青少年の来訪のきっかけ

令和5年1月に生活文化スポーツ局都民安全推進部が青少年の保護者を対象に実施した調査⁷によれば、都内在住の高校生の95%以上、都内在住の中学生80%以上が、それぞれスマートフォンを利用している。また、スマートフォンを有している都内在住の高校生及び中学生⁸については、それぞれ80%以上が、SNS (LINE、Twitter、Facebook、Instagram、TikTok等)を利用している。

また、「子供が、SNS やインターネットを通じて知らない人とやり取りをし

女(18)、男子高校生(17)の3人が逮捕されている。3人は、SNSを通じてトー横に集まり知り合ったとのこと。

⁶ 第2回専門部会の事務局説明資料を参照。

⁷ 令和4年度「家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査」

⁸ 直前の「都内在住の高校生の95%以上、都内在住の中学生80%以上が、それぞれスマートフォンを利用している」の高校生・中学生の母数と、この「スマートフォンを有している都内在住の高校生及び中学生」の高校生・中学生の母数は異なっている。

たことがあるか。」という設問については、高校生は約 18%、中学生は約 17% がそれぞれあると回答しており、このうち、高校生は約 19%、中学生は 7% が、それぞれ知らない人と「直接会った」と回答している。

これらの統計については、青少年ではなく、その保護者が把握している情報を基としており、実際には、更に多くの青少年が知らない人とやり取りをしたり、会ったりしている可能性がある。

インターネットが普及していることや、部分的にはあるが小学校で携帯電話の使用が解禁されたこと等を背景として、青少年における SNS 等の利用が広がっている実態が伺える。

関係機関からのヒアリングによれば、「トー横」に訪れる青少年の多くについても、第 1 の 2 に記載の様々な背景から、何かしらの「居場所」を求め、普段から使っている SNS やインターネットで「トー横」を検索し、来訪している状況が確認できる。

第2 現在採られている主な対策

第1の状況がある中、都や関係機関においては、相互に連携しつつ、「ト一横」の現状改善に向けた対策を含めた下記を取組を、これまでも推進してきているところである。

1 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部における対策

第32期青少年問題協議会においては、「SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成」について議論を行った。都では令和2年度より、その答申⁹を踏まえ、青少年又は大人が、「パパ活」、「援助交際」等、青少年の性被害につながりやすい言葉を検索エンジン等¹⁰で検索した際に、危険性に関する注意喚起の広告が表示される、「ターゲティング広告」型の啓発(以下「ターゲティング啓発」という。)を実施している。

また、性被害やネットトラブルの実態、その相談窓口等をまとめたリーフレットを年代別に3種類作成し、それぞれの対象となる児童・生徒やその保護者に配布している。

2 東京都福祉局による取組

東京都福祉局では、平成30年度より、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する、「若年被害女性等支援事業」を展開している。事業開始から令和4年度までは都の委託事業であったが、令和5年度より、支援に取り組む民間団体も増加し、以後の事業の効果を一層高めていくため、民間の創意工夫を活かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、補助事業化している。

また、都の児童相談所においては、「ト一横」周辺で補導された者を含む18歳未満の者について、警視庁等から、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づく通告を受けた場合、同法に基づく一時保護等の必要な措置を実施している。

⁹ 第32期の答申には、「ターゲティング広告を活用し、都内からのアクセス、青少年にあたる年齢層、性被害関連用語で検索を行うなどの行動特性に応じて、危険性に関する注意喚起の広告をスマートフォンの画面上に表示させることにより、危険な書込みを行ってしまう前にユーザーである青少年に危険性を再認識させ、立ち止まらせる取組が効果的であると考えられる。」「ターゲティング広告については、特定の対象層に狙いを絞って行うことが可能であることから、例えば性被害関連用語等を検索する大人に対し、内容を適切なものに工夫した啓発メッセージを表示させることも一考である。」と記載されている。

¹⁰ 現在、Yahoo、Google、LINE、Twitter及びInstagramにおいて実施している。

3 警視庁による取組

警視庁では、「トー横」周辺の青少年を対象として、日々補導活動を実施しており、年度末や夏休み等の時節を捉えて大規模な一斉補導¹¹も行っている。具体的には、深夜徘徊や飲酒、喫煙等の不良行為が認められる青少年に対し、警察職員が声掛けを行い、本人への注意、助言等を行うとともに、必要に応じ、保護者への連絡、児童相談所への通告、その後の継続補導¹²等を実施している。

また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）違反者等、青少年に加害行為を行う者については、様々な法令を駆使し、徹底的な取締りを実施している。

さらに、青少年の性被害防止に向け、防犯教室等の実施、各種啓発資料の配布等、各種啓発活動を推進している。加えて、青少年による不正宿泊防止等に向け、「トー横」周辺の宿泊事業者を対象として、チラシを配るなどの啓発活動も実施している。

4 新宿区による取組

新宿区では、様々な問題を抱える青少年が、犯罪の当事者や被害者とならないよう、令和3年度から、民間の警備業者に委託し、見守り活動を行うとともに、事件や事故等を認知した場合は、警視庁や救急隊への通報・引継ぎ等を実施している。

また、歌舞伎町安全・安心対策事業等を通じて、歌舞伎町でアウトリーチ活動等を行う様々な団体を支援している。

5 民間団体による取組の例

「トー横」を訪れる青少年も含む、困難を抱える者の相談等を行っている民間団体が複数存在しており、例えば、（公社）日本駆け込み寺では、来訪する青少年の相談対応、本人の求めに応じた自立に向けた支援等を行っているほか、令和4年度夏より、週に2日、子供食堂を開催し、軽食等を提供して相談者との信頼関係の醸成を行いつつ、相談対応等を行っている。

¹¹新学期が始まる直前である、令和5年3月下旬に実施。私服警察官など約100人が若者に声をかけ、夜11時以降に外出していた都外の者を含む少年30人を補導した。

¹²継続補導とは、少年警察活動規則第8条第2項等に基づき、少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものである。

第3 犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援に向けた課題と解決の方向性

第2のとおり都や関係機関が各種対策を講じているものの、「ト一横」に青少年が集まり、犯罪被害等が発生する状況はなかなか改善に向かっていない。第1及び第2を踏まえると、「ト一横」における青少年の犯罪被害等の防止に向けた課題や対応の方向性については以下のとおり整理できる。

1 「ト一横」に被害等のリスクを抱える青少年が集まること

第1の1のとおり、「ト一横」には今既に、一定数の青少年が来訪しており、犯罪被害等も少なからず発生している状況となっている。こうした事実や、関係機関からのヒアリング等を踏まえれば、「ト一横」に集まっている青少年については、今行われている各種啓発によってもなお危険性を認識できない、あるいは、啓発が届くことなく危険性に係る知識がないなどした状態で、悪意のある大人に囲まれており、犯罪被害等のリスクが高い者であるといえる。

こうした青少年について、引き続き、警察による補導活動を行うとともに、犯罪被害等に遭わないよう本人のリテラシーを高めたり、その悩みを解消したりするため、関係団体等と連携した相談対応や青少年本人に届く啓発等の対策を講じるべきである。加えて、対策の実施に当たって、今般都が実施した関係団体からのヒアリング以外に、もう一步踏み込んだ実態把握も求められる。

また、第1の3に記載のとおり、青少年はSNS等に精通しており、現に「ト一横」に集まっている青少年以外にも、SNS等をきっかけとして、今後「ト一横」にやってくる者は少なからずいると予想されることから、そうした者に対するSNS等を活用した啓発等も重要である。

さらに、現状を改善するためには、青少年のみならず、青少年に関係する者についても対策を講じるべきである。例えば、「ト一横」に集まる青少年の保護者の中には、子供に係る適切な相談先を容易に探せないなど、悩みを持つ者が少なくない状況であり、こうした保護者に関する対策も検討すべきである。また、青少年に直接関与する警視庁、新宿区等の関係機関相互の連携の在り方についても検討を加えるべきである。

2 加害者となり得る大人が青少年の周りに存在していること

児童買春等を目的として、「ト一横」に集まる青少年の周辺に、加害者となり得る悪意のある大人が集まっている状況が認められる。こうした大人については、確信的に青少年に加害行為を行おうとしている者と、確信的ではないが機会があれば青少年の弱みに乗じる者にと、大きく二分されると思われる。

前者の大人については、既に犯罪の敢行を決意しているため、警告を強く発するとともに、引き続き、警察による取締りを徹底し、排除する必要がある。他方、後者の大人については、啓発等の対策が有効であると考えられることか

ら、これを積極的に推進すべきである。

3 被害場所等となり得る空間が存在していること

関係機関によれば、「トー横」において公道等、外から見える場所にいる青少年については、警察の補導活動等により、保護者への連絡等の一定の対応が可能である。しかし、一部の青少年は、警察等を避けるため、「トー横」周辺に存在する、ホテル・ネットカフェ等のうち、比較的利用のハードルが低い個室空間を居場所として活用している実態が見られる。

こうした場所については、「個室」という特性により、外部から犯行が見えづらく、青少年が児童買春等の犯罪被害に遭う可能性が高いほか、青少年が複数人で宿泊すること等を可能とし、結果的に彼らが「トー横」に長期的に滞在することを助長しているともいえる。

警視庁が実際にこうした「個室」空間に係る事件を検挙していること等からして、青少年がこのようなホテル等に宿泊している事実があることには間違いがないと思われるが、その態様や発生件数等はよく分かっていないことから、まずは実態把握を早急に実施する必要がある。また、これと並行して、ホテル業界や警視庁等の関係機関と連携し、ホテル等に対する啓発等を推進する必要がある。

第4 都として喫緊に採るべき更なる対策

第3の各課題にそれぞれ対応し、「トー横」における青少年の犯罪被害等を少しでも減少させるため、都の青少年行政を所管する生活文化スポーツ局は、都における対策全体を俯瞰した上で、更なる効果的な対策を検討し、早急に実施に移すべきである。具体的に考えられる対策としては、下記のとおりである。

1 青少年への対策

(1) 一歩踏み込んだ実態把握の実施

これまで、第1のとおり、都においては、警視庁等の関係機関からのヒアリング等を通じ、「トー横」に集まる青少年等に関する実態把握に努めてきたところである。しかし、都が把握している青少年の声はあくまで関係機関からの伝聞情報であり、直接、そうした青少年の生の声を拾えてはいないなど、まだ十分に実態把握ができていない状況である。

もちろん、以下のとおり、「トー横」における青少年の犯罪被害等を防止するため、早急に実施可能な施策を講じていくべきであるが、今後、より効果的な対策を企画、実施することを目的として、警視庁等の関係機関と連携しつつ、今よりも一歩踏み込んだ実態把握をすべきである。

例えば、第4の1(2)の相談窓口等の活用、警視庁、児童相談所等の関係機関との一層緊密な連携等により、「トー横」に滞留等する青少年の声を直接聞き、その内容を分析等することが考えられる。

また、「トー横」に集まる青少年の多くも、第1の3に記載のとおり、様々なSNSを使用している実態を踏まえ、そうしたSNS上でオープンになっていて、誰でも見ることができる青少年の投稿を収集し、「トー横」に集まる青少年の実態を分析することも考えられる。

(2) 青少年が気軽に來ることができる相談窓口等の構築

青少年の「トー横」における犯罪被害等の未然防止のためには、「トー横」の犯罪被害等の実態等を彼らに伝え、防犯に関するリテラシーを向上させることが重要であるほか、「トー横」に來る原因である彼らの悩みや不安を聞き出し、彼ら一人一人のニーズに応じ、官民間問わず必要な関係機関を紹介し、その悩み等の解消に努めることが大切である。

そこで、青少年と同じ目線に立ち、彼らの不安や悩みに寄り添うことのできる相談員を有する関係団体等と連携し、そうした青少年に対して、「トー横」において、身を守るために必要な情報を伝えるとともに、彼らの相談内容に応じた適切な関係機関につなげることができるよう、従来の支援活動に捉われない相談窓口等の体制を構築すべきである。また、そこには、意図せずして被害に遭ってしまい、それを誰にも話せず孤立感を深めている青少年

を受け止める相談も含まれるべきである。青少年が相談する中で心を許し、「ト一横」の広場等ではなく、この相談窓口等に来てくれるようになれば、そこは彼らにとって、自らを認めてくれる「居場所」にもなり得ると思われる。

なお、「ト一横」に集まる青少年の中には、第1の2に記載の様々な背景等により、自己効力感¹³が低下している者もいることが推察されることから、青少年からの相談に際しては、「ト一横」に集まる青少年の有する行動力や一人一人が持っている魅力や強みにも焦点を当て、彼らが自信を取り戻し自己効力感が上がるように対応することも重要である。

「ト一横」に集まる青少年の問題の解消に向けては、青少年の抱える家庭や学校における問題等の解決に当たる関係機関が相互に連携を図りつつ、各種施策を講じることが大切であり、この相談窓口等で得られた情報については、個人情報取り扱いに留意しつつ、そうした関係機関間でも共有し、青少年への支援に活かすべきである。

なお、実際に実行に移すとしても、第4の1(1)の実態把握を踏まえた将来的な話になると思われるが、例えば、現在急速に展開を見せているメタバース等を活用し、ネット空間上に、上記と同様の相談窓口等を設置し、青少年をリアルな「ト一横」からそうした窓口等に誘導する施策も考えられる。

(3) 「ト一横」を巡る関係機関相互の緊密な連携

「ト一横」を巡る状況の改善に向けては、繰り返しとなるが、青少年の抱える問題等の解決に当たる関係機関相互の連携が不可欠である。そこで、「ト一横」という青少年に係る問題が生じている場所そのものにも着目し、実際に「ト一横」において青少年に直接関与している関係機関相互が、その保有する青少年等に関する情報を共有するとともに、対応策を検討することができる場を設けるべきである。

例えば、都、警視庁、新宿区、地元商店街組合、NPO等の民間団体、東急歌舞伎町タワー等関連企業等の「ト一横」に関係する関係機関が、オンラインも活用しつつ定期的集い、それぞれの把握する状況や今後の対策の方向性等について共有、議論する場を設定する形が考えられる。

(4) ターゲティング啓発等の充実、強化

第1の3に記載のとおり、青少年の多くはSNSを活用しており、「ト一横」に集まる青少年についてもそれは例外ではないことから、これまで以上にSNSを効果的に活用し、彼らに「ト一横」の実態や被害に遭う可能性のある犯罪、それに対する対応策等をしっかりと啓発することが必要である。

¹³ 目標を達成するための能力を自らが持っていることと認識すること

第32期青少年問題協議会の答申を受けて都が開始した、ターゲティング啓発については、危険性の認識がなく性被害を受ける可能性のある青少年に対して有効であり、まさに「ト一横」に集まる青少年にも効果を有するものである。本啓発で青少年に対して表示される広告について、第4の1(2)の相談窓口等を活用しつつ、現に「ト一横」に集まっている青少年の意見等を踏まえるなどして、青少年がより目を止め、効果が上がるようなものとなるよう改良すべきである。

また、ターゲティング啓発以外の一般的な青少年に対する SNS を活用した啓発についても充実、強化すべきであり、「ト一横」に集まる青少年の意見等を踏まえつつ、SNS 事業者と連携して、青少年が目を止め、最後まで視聴しやすい啓発動画等を作成の上、青少年が利用している SNS を活用するなどして啓発を推進すべきである。

なお、いずれの啓発の検討に際しても、第4の1(1)に記載の SNS 上の情報の分析結果を活用すべきである。

さらに、啓発内容は、青少年に寄り添ったものとするのが大切である。例えば、青少年が拒絶感を覚える、「・・・はだめ！」といった大人が子供に対して発するようないわゆる「上から目線」のメッセージを一方的に見せるのではなく、青少年の心情に寄り添い、見る者が続きを見たくなくなるような工夫をすべきである。

加えて、動画を主として配信する SNS であれば、他の動画に紛れて一見すると啓発に見えないような形の動画を作成して自然に青少年に見てもらったり、青少年が興味関心を持ち、話を聞きたくなるような SNS における発信力のある著名人を活用したりすることも考えられる。

(5) 青少年の保護者への支援

青少年の被害防止に向けては、第3の1に記載のとおり、青少年の保護者が悩みを抱えた際に、適切な機関に相談できることが大切である。ただ、現状では、保護者に対して、自らの子供に問題が生じた際の適切な相談先が十分に周知されているとは必ずしもいえず、保護者は、インターネットを活用するなど、手探りで相談先を探しているのが実態である。

そこで、保護者の相談先として適切であると思われる関係機関を都が選定した上で、パンフレット等にとりまとめ、保護者がアクセスする場所に配布するとともに、都の HP に公開するなどの工夫が必要である。

そうしたパンフレット等の配布については、例えば、学校から生徒、保護者に配布してもらうことも考えられる。

2 悪意ある大人への対策

(1) ターゲティング啓発等の充実、強化

引き続き、警察による、各種法令を用いた悪意ある大人の違法な行為に対する取締りについては、徹底すべきであるが、このほか、第3の2に記載のとおり、悪意のある大人に対する警告や啓発は有効であると考えられる。そこで、大人の多くもスマートフォンを使い、SNSや検索サイトから情報を入手している現状を踏まえ、SNS等を効果的に活用し、こうした者に対して、「トー横」等の繁華街で青少年に加害行為をしないよう、より工夫を凝らして警鐘を鳴らすことが必要である。

ターゲティング啓発については、こうした大人に対してまさに効果を有するものであることから、本施策で大人に対して表示される広告について、実際にそうした者に多く接している警視庁等の関係機関の意見等を参考とするなどして、より大人が加害行為を躊躇することにつながるような広告となるよう、検討を進めるべきである。

また、ターゲティング啓発以外の一般的な大人に対するSNSを活用した啓発等についても強化すべきであり、こちらについても関係機関の意見等を踏まえつつ、SNS事業者等と連携して、大人に対して訴求力がある啓発動画等を作成の上、啓発等を推進すべきである。

(2) 「トー横」周辺のデジタルサイネージ等を用いた啓発等の実施

「トー横」の青少年に対して児童買春等の加害行為を行おうとする者については、関係機関によれば、実際に、「トー横」に足を運び、青少年を物色している状況が見られる。したがって、まさに彼らが訪れる「トー横」において、彼らに視覚、聴覚の両面から、警告メッセージを発信することは、その加害行為の抑止に向けて効果があると思われる。

そこで、例えば、第4の2(1)に基づいて作成した動画等を、「トー横」周辺の商店街や企業等の関係機関と連携しつつ、「トー横」周辺のデジタルサイネージ等を活用して放映するなど、大人の犯罪抑止に向けた活動を積極的に推進すべきである。

3 被害場所等となり得る空間への対策

(1) ホテル、ネットカフェ等への青少年の宿泊に関する実態把握

「トー横」に来訪した青少年の一部が、複数人で違法な態様でホテル等に宿泊している実態については、現時点においては、一部の関係機関や団体が把握している情報がある程度であり、まだ必ずしもその現状を十分に把握しているとは言えない状況である。

ホテル等への青少年の宿泊に伴う犯罪被害等についてどのような対策を講じていくべきか検討するためには、より一層の実態把握が必要であり、関

係機関やホテル業界等と緊密に連携し、こうした実態を更に解明することが必要である。例えば、第4の1(2)の相談窓口等を活用して、こうした実態について情報収集を行うことも考えられる。

(2) ホテル、ネットカフェ等に対する啓発

一部のホテル等において、実際に、宿泊する青少年が犯罪被害等に遭っている事実が確認されていることから、上記の実態把握を待たず、「トー横」周辺において青少年が宿泊する可能性のあるホテル等に対して、現時点で判明している「トー横」における青少年の宿泊事実や被害態様、正当な理由がない青少年の宿泊を発見した場合の対処方法等について啓発を実施すべきである。

そこで、例えば、そうした情報を記載した資料(パンフレットやチラシ等)を作成し、警視庁等の関係機関と連携の上、「トー横」周辺のホテル等に配布する方法が考えられる。

なお、こうした啓発を推進しても、やはり、青少年の宿泊に伴う問題が発生し続ける場合、将来的には、都の青少年健全育成条例の改正等、何らかの規制を行うことも考えられる。

おわりに

本協議会では、東京都知事から諮問を受け、「ト一横」に青少年が集まり、犯罪被害等に遭っている状況の改善が喫緊の課題であることから、関係者に対するヒアリング等を通じて現状をできる限り把握した上で、「被害リスクを抱える青少年」、「加害者となり得る大人」及び「被害場所等となり得る空間」の3つの論点に着目し、各論点に即して、具体的に講じるべき対策について検討を行ってきた。

「ト一横」における対策は待ったなしの状況である。第4の1(1)でも記載したとおり、「ト一横」の実態解明は現時点において必ずしも十分に行われていない状況であり、更なる実態把握を行う必要がある。本来であれば、そうした実態解明を行った上で、対策の検討を行うべきところ、それを待っていては、「ト一横」における青少年の被害等が増え続ける可能性が高いことから、緊急に実施すべき対策について提案したところであり、本答申を踏まえた都の取組が速やかかつ効果的に行われるよう期待したい。

また、そうした施策と並行して実施される一步踏み込んだ実態把握を踏まえ、より効果的な更なる対策についても検討がなされるよう期待したい。

なお、本答申で提言した施策は、「はじめに」でも記載したとおり、現に生じている犯罪被害等への対処を念頭に置いたものであり、問題の解決に向けたいわゆる「対症療法」に過ぎないという限界があることも認識している。「ト一横」の問題の改善に向けては、そもそも「ト一横」に「居場所」を求めて来訪する青少年の背後にある、虐待対策やいじめ対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要であることから、こうした対策を行う関係機関相互が一層連携を密にし、今回の検討や本答申の内容を共有し、より一層強力に対策を講じることが求められる。

また、「ト一横」に集まる青少年については、第1の1に記載のとおり、必ずしも都内からだけではなく、都外からも来ている実態が認められることから、必要に応じ、そうした道府県とも連携を取り、対応に当たる視点も大切である。

最後になったが、多様な視点を採り入れるため、外部有識者や関係者から、研究内容や取り組んでいる事業に関する説明、様々な角度からの着眼点や意見をいただいた。各位にはこの紙面を借りて感謝の意を申し述べたい。

被害等に遭い、悩み苦しむ青少年が一人でも減るよう、本答申を踏まえた都の取組が速やかかつ効果的に行われるよう期待したい。

令和5年●月●日 東京都青少年問題協議会

第3期東京都青少年問題協議会専門部会名簿

【専門部会】

(敬称略)

氏名	所属等
大滝悠那	早稲田大学広域BBS会会長
金子陽子	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構広報啓発委員会統括
小西暁和	早稲田大学法学学術院教授
杉浦ひとみ	弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所
田村節子	東京成徳大学教授
土井隆義	筑波大学教授
春野すみれ	都民公募
山本龍彦	慶応義塾大学大学院法務研究科教授

【事務局】

氏名	所属等
竹迫宜哉	生活文化スポーツ局生活安全担当局長
米今俊信	生活文化スポーツ局治安対策担当部長
櫻井壯太郎	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課長